

大手町地区賑わい拠点施設等整備に係る設計等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

本市は現在大手町地区4街区において、物産館機能を有する賑わい拠点施設の整備、それに隣接する都市公園である丸亀市民ひろばの再整備及び4街区内の市道の歩行者空間化など、中心市街地の賑わい作りへ向けた事業を進めている。

本業務は賑わい拠点施設の整備に係る基本設計、実施設計の策定を行うとともに、賑わい拠点施設、丸亀市民ひろば及び4街区内歩行者空間について指定管理者制度による民間活力の活用を検討するため、民間事業者の参入可能な条件をサウンディング調査するとともに、運営事業者公募の際に必要な管理運営計画、要求水準書等の策定を行うものです。

2 業務概要

(1) 業務の名称

大手町地区賑わい拠点施設等整備に係る設計等業務委託

(2) 業務内容

「大手町地区賑わい拠点施設等整備に係る設計等業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行場所

丸亀市大手町二丁目地内

別紙「対象区域図」を参照

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 事業費限度額

51,766,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

3 担当課

丸亀市都市整備部 都市計画課 まちなか再生推進室

（担当：勝田、立石、下田）

所在地 〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

連絡先 Tel 0877-35-7215 Fax 0877-24-8866

E-mail saisei@city.marugame.kagawa.jp

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、丸亀市契約規則を遵守した上で、次に掲げる条件について、単体企業で参加する場合は(1)～(8)を、共同企業体で参加する場合は(1)～(9)の全てを満たすものとします。ただし、共同企業体で参加する場合は以下の(1)～(7)の要件は全ての企業が、(8)の要件は代表となる構成員が満たすこと。

なお、一者または共同企業体を問わず、複数の参加は認めません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

に該当しないこと。

- (2) 参加表明書の提出期限から、受託候補者特定の日までの間に、丸亀市指名停止等措置規程に基づく指名停止中でないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその団体構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 令和 7 年度の丸亀市指名競争入札参加資格者名簿の「建築士事務所」に登録があること。
- (7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。（事業所として本社、支店、営業所等のいずれかで登録を受けていれば可とする。）
- (8) 平成 22 年度から令和 6 年度までの間に、下記の同種または類似業務を元請（ただし共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として完了した実績があること。（本社、支店、又は営業所等を問わず、事業所全体としての実績を含む。）
 - ア 同種業務
国または地方公共団体が整備した公園、広場との一体的な利活用を前提とした飲食及び物販機能を有する施設の基本設計または実施設計業務委託
 - イ 類似業務
国または地方公共団体が発注した飲食及び物販機能を有する施設の基本設計または実施設計業務委託
- (9) 共同企業体にあつては、次に掲げる条件を全て満した者であること。
 - ア 参加表明書類の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書を参加表明書類の提出時に添付できること。
 - イ 構成員の数は 2 者又は 3 者であること。
 - ウ 各構成員の出資比率は、構成員数に応じ、次のとおりであること。
 - ① 2 者 30 パーセント以上
 - ② 3 者 20 パーセント以上

5 技術者の条件

次に掲げる技術者を配置してください。それぞれの兼任は認めません。

- (1) 管理技術者
建築士法第 2 条第 2 項に定める一級建築士(以下、「一級建築士」という)の資格を有している者。
- (2) 担当技術者
資格は問わない。
- (3) 照査技術者

一級建築士の資格を有している者。

(4) 管理運営計画技術者

平成 22 年度から令和 6 年度までの間に、国または地方公共団体が発注した下記の同種または類似業務を元請として（共同企業体の構成員としての受注を含む。）完了した実績があること。

ア 同種業務

指定管理者制度、包括的民間委託等官民連携による事業（以下「PPP 事業」という。）において管理運営を検討した業務（事業者へのサウンディング調査を伴う。）

イ 類似業務

PPP 事業において管理運営を検討した業務

6 選考スケジュール

スケジュールは次表のとおりとしますが、プレゼンテーション以降のスケジュールの詳細については該当者に連絡を行います。

内 容	期 間 等
公告及び実施要領等の配布	令和7年4月28日（月）
質問の受付	令和7年4月28日（月）～令和7年5月12日（月）
質問の回答	質問受付後1週間程度で随時ホームページ上において公開
参加表明書類等の提出締切	令和7年6月10日（火）午後5時15分まで （郵送の場合は必着）
プレゼンテーション	令和7年6月18日（水）（予定）
最終結果通知及び公表	令和7年6月下旬（予定）
契約の締結	令和7年6月下旬（予定）～令和7年7月上旬

7 実施要領・資料等の配布

(1) 配布期間

令和7年4月28日（月）から市ホームページにてダウンロードできます。

(2) 配布資料

- ・資料1：大手町地区賑わい拠点施設等整備に係る設計等業務委託仕様書
- ・資料2：丸亀市大手町地区4街区南街区再編整備基本計画（以下「基本計画」という。）

8 質問の受付・回答

(1) 受付期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月12日（月）まで

(2) 提出方法

質問書（様式11）に必要事項を記入し、担当室あてに電子メールで提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」としてください。メール送信後、担当室に送信確認の電話をしてください。

なお、電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

(3) 回答

質問受付後1週間程度で随時ホームページ上において公開します。

9 参加表明書等の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加申請に必要な書類を提出してください。

(1) 受付期間

令和7年4月28日（月）から令和7年6月10日（火）まで

土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は必着）

(2) 参加表明書類等

様式	参加申請提出書類	部数	備考
様式1	参加表明書	1部	
様式2	会社概要書	1部	
	国税及び地方税（市税・ 県税）に滞納がないこと を証する書類	各1部	
様式3	業務経歴書	1部	
様式4	業務実施体制調書	1部	
様式5	予定技術者の業務実績調書	1部	
様式6	共同企業体結成届出書	1部	（共同企業体のみ提出）
様式7	共同企業体協定書	1部	（共同企業体のみ提出）
様式8	委任状	1部	（共同企業体のみ提出）
様式9	技術提案書	正本1部、副本8部	
様式10	業務工程表	正本1部、副本8部	
	見積書	正本1部、副本8部	

(3) 提出方法

担当室あてに参加表明書類を持参又は郵送により提出してください。

10 審査方法

(1) 一次選考

提案者が4社以上ある場合は、参加表明書類を基に一次審査（書類選考）を行い、応募者を3社に選定します。3社以下の場合は一次審査を省略し、二次審査（プレゼンテーション）を実施します。一次審査の結果については、速やかに全ての提案者に通知します。

(2) 二次審査

提出された参加表明書類を確認の上、一次選考を通過した提案者に対し、当日の日時や場所等を記載したヒアリング実施通知を送付します。一次審査を実施した場合は、上記内容を一次審査結果通知と合わせて通知します。

ア プレゼンテーションについて

二次審査では、提案内容に関するプレゼンテーションを実施します。

出席者は管理技術者となるものを含む3名以内とします。

時間は20分以内とし、その後質疑応答（10分程度）を行う予定です。

イ 技術提案書の作成について（様式9）

技術提案は、仕様書の内容を踏まえた上で、次のテーマについての提案をしてください。

【特定テーマ】

- ① 基本計画（特に P28～P34）に基づく整備イメージ及び各施設のデザインを踏まえた基本設計等の提案
- ② 利用者の視点に立った設計上の工夫の提案
- ③ 整備・維持管理コスト、維持管理のしやすさに対する提案
- ④ 管理運営計画策定、サウンディング調査の手法、特に重視する点等

【自由提案】

- ⑤ その他独自の提案

ウ 作成上の注意事項について

- ① A3判 5枚までにまとめてください。
- ② 提案は、文章での表現を原則として、基本的な考え方を簡潔に記述してください。文字の大きさは 10.5 ポイント以上としてください。
- ③ 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図は使用できるものとしますが、設計図、模型（模型写真含む）、透視図等は使用しないでください。
- ④ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位としてください。
- ⑤ 要求された内容以外の書類、図面等については受理しません。

11 評価方法

提出された技術提案書等の内容に基づき、公募型プロポーザル委員会（以下、「委員会」という。）で審査します。

(1) 根拠

丸亀市プロポーザル方式取扱規程（平成 28 年訓令第 31 号）第 11 条の定めるところにより審査します。

(2) 評価

提出された書類を基に「評価基準表」により行います。評価項目及び配点は以下のとおりです。一次審査と二次審査の合計で最高評価点を得た者を受託候補者、2 番目に高かった者を次席者とします。最高評価点獲得者が 2 者以上あった場合は、委員会で決定します。

なお、選考にあたり、委員会において最低基準を設けます。また、参加提案者が 1 者の場合も選考を行いますが、全ての参加提案者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとします。

事業者の評価

評価項目	評価の視点	様式	配点
過去 15 年以内の同種・類似業務実績	・本業務遂行にあたっての実績は十分か。	様式 3 号	10 点
管理技術者の過去 15 年以内の同種・類似業務実績の内容	・配置された管理技術者の実績は十分か。	様式 5 号	5 点
担当技術者の過去 15 年以内の同種・類似業務実績の内容	・配置された担当技術者の実績は十分か。		5 点
照査技術者の過去 15 年以内の同種・類似業務実績の内容	・配置された照査技術者の実績は十分か。		5 点
管理運営計画技術者の過去 15 年以内の同種・類似業務実績の内容	・配置された管理運営技術者の実績は十分か。		5 点
合 計			30 点

技術提案書の評価

評価項目		評価の視点	様式	配点
提案内容	①	基本計画（特にP28～P34）に基づく整備イメージ及び各施設のデザインを踏まえた基本設計等の提案	様式 9 号 A3 5 枚以内	15 点
	②	利用者の視点に立った設計上の工夫の提案		15 点
	③	整備・維持管理コスト、維持管理のしやすさに対する提案		15 点
	④	管理運営計画策定、サウンディング調査の手法、特に重視する点等		20 点
	⑤	その他独自の提案		10 点
	⑥	説明及び質疑応答		15 点
	⑦	業務工程表	様式 10 号	10 点
	⑧	見積金額	—	10 点
合 計				110 点
総合計				140 点

(3) 結果通知

選考結果は、令和7年6月下旬に参加提案者に電子メールで通知します。

(4) その他

ア プレゼンテーションでプロジェクター等が必要な場合は、担当室に事前に連絡してください。電源、プロジェクター及びスクリーンについては市で用意しますが、パソコンについては各参加提案者にて用意してください。

イ 管理技術者として予定している者は出席してください。

ウ 委員会での選考は非公開とします。

12 結果の公表

選考結果については、市ホームページで公表します。

13 契約の締結

本業務の受託候補者に選定された者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え速やかに契約を締結するものとします。受託候補者が何らかの理由により契約を締結できなかった場合は、次点交渉権者と本業務の締結について交渉を行います。

14 参加辞退

参加表明書提出以降に参加を辞退する場合は、辞退届（様式12）を担当室あてに持参または郵送で提出してください。その際、事前の電話連絡が必要です。

15 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を越えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 委員に接触するなど、選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会委員長が失格であると認めた場合

16 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 丸亀市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (5) 丸亀市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表」に記載する内容を基に丸亀市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するもの

とし、丸亀市の許可なく業務工程の変更はできないものとしします。

- (6) 提出書類の著作権等は参加する提案者に帰属します。ただし、丸亀市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとしします。
- (7) 本件における情報公開基準は丸亀市プロポーザル方式取扱規程第 19 条別表のとおりとし、当該情報公開基準を了解の上、本件公募型プロポーザルに参加してください。
- (8) 審査経緯及び結果についての異議申し立ては、一切受け付けません。

丸亀市プロポーザル方式取扱規程

別表（第19条関係）

対象文書名	受託候補者特定前	受託候補者特定後	契約締結後		
			契約の相手方に係る情報	契約の相手方以外 の提案者に係る情報	左のいずれにも該当しない 情報
要領及び技術提案書提出要請書	○	○	-	-	○
提案者名 (公募型プロポーザル にあつては参加表明者 も含む。)	×	○	○	○	-
(提案書類) 技術提案書	×	×	× (開示請求 の場合△)	×	-
(提案書類) 見積書	×	×	× (開示請求 の場合△)	×	-
(提案書類) その他提出書類	×	×	× (開示請求 の場合△)	×	-
採点表(合計点数のみ)	×	×	○	○ (事業者が特定で きない形で公開す る。)	-
採点表(評価項目ごと)	×	×	○	× (本人からの開示 請求の場合○)	-
委員名簿	×	×	-	-	× (委員構成は ○)

(注) ○：開示 △：一部非開示情報を含む。 ×：非開示

※「一部非開示情報」とは、見積書における積算単価・内訳、提案書類における社員情報や配置内訳(常勤・非常勤の別)などをいう。